

公 示 送 達 申 立 書

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成 年 月 日

債権者代理人

印

債 権 者

債務者兼所有者

上記当事者間の御庁平成 年(ケ)第 号担保不動産競売申立
事件について、上記債務者兼所有者の住所その他送達すべき場所が知れな
いため、通常の手続により送達することができないので、公示送達の方法
により送達されたく申し立てます。

添付書類

- | | |
|-------|----|
| 1 住民票 | 1通 |
| 2 調査書 | 1通 |

調 査 書

東京地方裁判所平成 年（ケ）第 号担保不動産競売申立事件
の債務者兼所有者 の居所調査をした結果は下記のとおりです。

記

1 住民票届出地 区 町3 - 2 - 1 - 123号

平成 年3月10日 午前9時40分訪問

(1) 表札は「 」, 施錠されており応答なし。

(2) マンションの管理人××××氏に面談。

夫人と子息が居住している様子であるが、詳細不明とのこと。

2 債務者兼所有者 の実弟 氏に面談。

区 町5 - 4 - 3 , 平成 年3月15日 午前11時訪問

債務者兼所有者 とは音信不通である。一時郵便物の転送先として届
出されていたらしく、迷惑した。

3 債務者兼所有者 は, 株式会社を運営していたが、倒産（平
成 年10月）後の就業先は不明である。

4 以上のとおり、本人の居所、連絡先、就業場所とも不明である。

公 示 送 達 申 立 書

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成 年 月 日

債権者代理人

印

債 権 者

債務者兼所有者 株式会社

上記当事者間の御庁平成 年（ケ）第 号担保不動産競売申立事件について、上記債務者兼所有者の住所その他送達すべき場所が知れないため、通常の手続により送達することができないので、公示送達の方法により送達されたく申し立てます。

添付書類

- | | |
|-------------|-----|
| 1 調査報告書 | 1 通 |
| 2 商業登記事項証明書 | 1 通 |
| 3 住民票 | 1 通 |

調 査 報 告 書

融資管理部長 殿

平成 年 月 日

調査者 融資管理部

印

東京地方裁判所平成 年（ケ）第 号担保不動産競売申立事件の債務者兼所有者株式会社 の本店所在地及び本件目的物件の所在地である同社代表者××××の住民票上の住所を調査した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 平成 年 2 月 19 日午後 2 時頃、上記××××の住民票上の住所である東京都 区 1 丁目 1 番 1 号の ビル 4 F を調査したところ、同所には 6 階建ての建物があった。そこで、同ビル 4 F の上記××××宅を訪問すべくエレベーターで 4 階に行くと（今までは何回訪問しても、同エレベーターは 4 階には止まらなかった。）、正面に玄関があったが、郵便受け及び表札等はなかった。（4 階全部を上記会社が占有している。）玄関のベルを押し、家人を呼び出そうとしたが、不在らしく誰も出てこなかった。3 階にある 株式会社の男性社員に事情聴取したところ、「4 階のことは何もわからない。」とのことであった。1 階に居住している同ビルの管理人である 氏に事情聴取したところ、「××××さんは、1 年半位前までは奥さんと居住していたが、そ

の後は見たことはない。現在は　　という若い女性が1人で住んでいる。先月分の管理費1万7000円もその人が持ってきた。以前に裁判所の人が4階の間取り等の調査に来たが、××××さんは不在だったらしく、私が書面で回答した。」とのことだった。2階に居住している　　氏夫人に事情聴取したところ、「4階のことは全くわかりません。」とのことだった。

なお、同ビルの1階にある4階用の郵便受けは、「　　」と記載されており、また、「氏名にかかわらず、この住所宛にきたものはこのポストに入れてください。」との記載もあった。

2 平成　　年3月1日午後2時頃、再度上記ビル4階を訪問したところ、いつものように4階にはエレベーターが止まらないようになっていた。

3 平成　　年3月8日、　　郵便局集配課責任者　　氏から当時の事情を聴取したところ、「××××が居住していたことを確認して配達したわけではなく、郵便受けに宛名にかかわらず4階への郵便物を受け入れる旨の記載があったので現在まで配達していたとのことであった。

なお、同日再々上記ビルを訪問したが、エレベーターは、4階には止まらないように操作されていた。

4 平成　　年3月15日、債務者兼所有者株式会社　　の本店所在地である東京都　　区　　1丁目2番3号を調査したところ、同所は「　　」という10世帯が入居しているマンションであった。1階には4店舗が営業しており、そのうちの「　　株式会社」の代表者　　氏に事情聴取したところ、「我社は平成　　年3月からここで営業している。株式会社　　は、この場所で3年半位前まで営業していた会社であると聞いている。」とのことであった。

念のため、同マンションの管理会社である有限会社　　管理サービス（東京

都 区 5 - 4 - 3)へ行き事情聴取したところ、「株式会社 は、
3 ~ 4 年前まで、同マンションの現在は 株式会社が賃借している場所
で営業していたが、移転するに際しては何も聞いていないので、現在どこで営
業しているのか全くわからない。」とのことであった。

以上のとおり、債務者兼所有者株式会社 の営業所は商業登記事項証明
書に記載されている本店所在地に存在せず、現在の営業所は不明であり、同社の
代表者である××××は、住民票上の住所に居住しておらず、現在の居所及び就
業場所も不明であることが判明しました。

なお、商業登記事項証明書及び住民票上の住所は異動がありませんでした。

以上、報告いたします。